

## 司法書士でない者が登記申請を行ったとして起訴された事件についての会長声明

8月14日のネットニュース及び15日の新聞において、行政書士（当時）が、司法書士の資格がないにもかかわらず顧客3人から依頼を受け、当会所属であった司法書士の名義を使った所有権移転登記申請書を事務員に作成させ、これを大阪市内の法務局に提出をしたことにより、略式起訴になったと報道されました。

司法書士法第73条は、司法書士でない者が、他人から依頼を受けて登記申請手続の代理や申請書類の作成を行うことを禁止しています。いうまでもなく、司法書士と行政書士は異なる資格ですので、行政書士が不動産登記手続や会社・法人登記手続に関して、代理することや申請書を作成することはできません。

報道の件は、当会が無資格者による司法書士法第73条に違反する行為として、名義の使用を許した当会の元会員ともども大阪地方検察庁に告発をしていた案件ですが、今般一定の結論に至り、同様の事案に対しても警鐘とすることができたと考えております。

国民の権利が害されることのないよう、今後も当会は関係機関とも連携して厳正に対処してまいりますので、市民の皆様におかれましては、違法な勧誘や広告に惑わされることのないよう充分ご留意ください。

2017年(平成29年)8月22日

大阪司法書士会 会長 長田 弘子